

**＜北名古屋市＞
先端設備等に係る固定資産税の
課税標準の特例チェックシート**

（令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産分）

本チェックシートは、地方税法附則第15条第43項に規定する中小企業等経営強化法の実施要綱に定める先端設備等に係る課税標準の特例資産を申告する際に必要な書面です。特例適用条件の確認のために、以下必要事項（太枠内）を記入し、ご提出ください。

①必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】					
項番	提出書類		申請者用 チェック欄	北名古屋市 使用欄	
1	償却資産申告書、種類別明細書（提出用）				
2	先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート（本紙）				
3	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。				
4	先端設備等導入計画に係る認定書（写） ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。				
5	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）				
6	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） ※賃上げが1.5%以上かつ3%以上の記載があるもの				
7	リース資産で、リース会社が申告を行う 場合	リース契約書（写）			
8		公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）			
②課税標準の特例適用要件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】					
項番	確認内容		当てはまるものに ○をつける		北名古屋市 使用欄
1	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）時点で、資本金又は出資の総額は1億円以下です。	はい	いいえ	
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）時点で、従業員数は1,000人以下です。	はい	いいえ	
2	対象の設備は、新品で取得したものです。 ※中古資産は本特例措置の適用対象外です。		はい	いいえ	
3	賦課期日（本年1月1日現在）時点で、「みなし大企業※」ではありません。 （「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。） ※「みなし大企業」… 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人 2人以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）から3分の2以上の出資を受ける法人		はい	いいえ	

提出日

令和 年 月 日

事業者名

担当者名

連絡先